

○ 総務省  
法務省  
経済産業省  
省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十六日

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

経済産業大臣 梶山 弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年  
総務省  
法務省  
経済産業省  
省令第二号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者の真偽の確認の方法)</p> <p>第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 認証業務の利用の申込みをする者(以下「利用申込者」という。)に対し、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。)若しくは領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)がある委任状(利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>ニ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法</p> <p>「二」略</p> <p>「2」略</p>	<p>(利用者の真偽の確認の方法)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>ニ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が認めるもの</p> <p>「二」同上</p> <p>「2」同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。